

掛川市教育委員会訓令甲第1号

掛川市教育委員会事務決裁規程（平成17年掛川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月27日

掛川市教育委員会委員長 小野 恵美子

別表第2の1の表及び2の表を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

1 教育政策室

事務の種類	決裁事項	決裁区分	
		教育長	次長
1 教育委員会の招集等	1 会議の招集及び議題の提出	○	
	2 議案の調製		○
	3 会議録の作成	○	
2 公布等	1 規則その他規程の公布手続	○	
3 後援等の承認	1 後援名義の使用許可	○	
4 褒賞	1 国及び県の褒賞の推薦	○	
	2 教育委員会表彰及び感謝状の手続	○	

2 学務課

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分		
		教育長	次 長	課 長
1 人事	1 市費負担職員の人事及び服務	○		
	2 市費負担職員の勤務成績の評定	○		
	3 市費負担職員の組織する職員団体に関する事項		○	
2 学校保健	1 学校医等の委嘱	○		
3 施設管理	1 学校施設の営繕計画の策定		○	
4 建設事業	1 学校施設の建設及び整備計画の策定	○		
	2 学校用地の選定	○		
5 学校給食	1 献立の決定		○	
	2 給食用物資の選定		○	
	3 学校給食整備計画の策定	○		
	4 共同調理場の給食費の額の決定		○	

附 則

この訓令甲は、平成25年4月1日から施行する。